

議案第9号

北上市子ども等福祉医療費給付条例の一部を改正する条例

北上市子ども等福祉医療費給付条例（平成7年北上市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>未就学児 出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</u></p> <p>(7)～(11) [略]</p> <p>(受給者の制限)</p> <p>第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>ひとり親家庭の父母等及びひとり親家庭の児童等については、本人又は当該本人と同一世帯の主たる生計維持者の前年の所得が、児童扶養手当法施行令第2条の4第2項に規定する額を超える者</u></p> <p>2 [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>現物給付対象児 第1号、第3号又は第5号に該当する者のうち、出生の日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。</u></p> <p>(7)～(11) [略]</p> <p>(受給者の制限)</p> <p>第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>ひとり親家庭の父母等及びひとり親家庭の児童等については、本人の前年の所得が児童扶養手当法施行令第2条の4第2項に規定する額を超える者又は当該本人と同一世帯の主たる生計維持者の前年の所得が、児童扶養手当法施行令第2条の4第7項に規定する額を超える者</u></p> <p>2 [略]</p>

第10条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、受給者のうち未就学児又は妊産婦が医療機関等で受給者証を提示して医療を受けた場合には、給付の申請があったものとみなす。

3 [略]

第10条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、受給者のうち現物給付対象児又は妊産婦が医療機関等で受給者証を提示して医療を受けた場合には、給付の申請があったものとみなす。

3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の北上市子ども等福祉医療費給付条例の規定は、施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 この条例による改正後の受給者証の交付に係る事務手続は、施行の日前において行うことができる。

令和元年6月13日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

医療費給付事業における現物給付対象範囲を拡大するほか、所要の改正をしようとするものである。